島田市立相賀小学校 いじめ防止基本方針

基本方針

- いじめは教育を受ける権利を著しく損害する人権問題であるという視点のもとに、全教育活動を展開していく。
- ○「いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうる」の考えのもと、学校・保護者・地域・各関係機関と連携を取り、社会総がかりでいじめ問題の克服を目指す。
- 〇本校独自の伝統的な活動を中心に、全教育活動を通し、自己・他者を認め、尊重する心を育み、自己有用感を高め、温かな人間関係を築いていく。
- 〇子どもが主体的に学び、対話の中で深め合う授業の中で、子どもの自己決定力を高め、自尊感情・自己肯定感を育てていく。

【保護者・地域との連携】

- 〇互いの情報発信の場《保護者との教育面談、懇談会、学 校運営協議会、保護者の要望に応じた随時の面談》を設 定する。
- OPTA 運営委員会で子どもを取り巻く環境・課題について議題を挙げ、啓発をし、対応について共通理解する。

【生徒指導体制・職員研修・方針点検】

〇生徒指導研修会(子どもを語る会、いじめ対策委員会を兼ねる)を学期ごと次の3点の内容で行う。① Q-U の結果及び今後の対応について共通理解。②いじめアンケート結果と合わせ、いじめ防止対策に関する具体的な指導。③日常の子どもの気になる様子。

【関係機関等との連携】

- ○SCが定期的に全校の様子、気になる子を 観察する場、子どもの個人面談を設定し、 今後の対応等について助言をもらう。
- ○必要に応じ、SC、SSWrを要請しての ケース会議、不登校児宅への訪問等を行う。

いじめ対策委員会

生徒指導主任 養護教諭 該当担任 校長 教務主任 SC SSW r 民生委員 児童委員

全教職員

【未然防止】

- 〇自ら考える場を設定した授業づくり を通し、自己決定力を育てる。
- ○教育活動全体を通し、道徳教育や人 権教育、体験活動を推進し、集団の 中で、自他の良さを実感できる経験 を積み重ねさせる。
- ○「考え、議論する道徳」を推進する。
- 〇自他の良さを認める「気づ木の葉」 を書き貯め、自己有用感を育む。
- ○「あいさつ」の活動を通して、相手 を思いやる心を育てる。
- ○教育活動全体でしなやかで折れない 心(レジリエンス)を育てる。

【早期発見】

- 〇学期ごと「いじめアンケート」を 実施し、子どもの悩みの大小に関 わらず、担任が面談で全て把握し、 更に、「子どもを語る会」で全職員 で子どもの状況を共有する。
- ○子どもの日常的な様子から小さな 変化を見逃さないようにし、必要 に応じ、随時、面談をしていく。
- ○家庭学習カード等を通し、保護者 と双方向で連絡を取れる体制を 日々作っていき、必要に応じて随 時面談をする。

【「和校棋早】

- 〇いじめの訴えがあれば、双方の立 場の子から即時、事実確認をし、 いじめ認知の際は、いじめをやめ させると共に、問題解消、再発防 止に向け、いじめ対策委員会を中 心に、速やかに対応をする。
- 〇いじめに係る情報を保護者と共有 し途中経過を伝えていく。
- ○加害者が反省するまで指導を続け、謝罪の場を設けることで、被害者が安心して学校教育を受けられるようにする。

【継続支援・重大事態への対応】

- 〇いじめへの早期対応後は、被害者 に対し、学校体制で目を離さず継 続的な支援をし、加害者に対して は、子ども及び保護者に対し継続 的な助言をする。
- 〇犯罪行為として扱う必要性のある ものは、いじめ対策委員会で明確 な調査を行うと共に市教育委員会 に報告。被害者、及び被害者の保 護者に適切に情報を提供すると共 に、市教育委員会の助言の元、所 轄警察署、カウンセラー等と連携 する。